

2. 政令要綱

(1) 所得税法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成 18. 3. 28 閣議決定〕

- 1 地震保険料控除の対象とならない保険料等の範囲及び地震保険料控除の対象となる共済に係る契約の範囲について定めるほか、所要の整備を行うこととする。(第 213 条、第 214 条、附則第 14 条関係)
- 2 給与等の支払をする者が、給与所得の源泉徴収票又は給与等の支払明細書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に当たって得ることとされている給与等の支払を受ける者の承諾の細目等を定めることとする。(第 352 条の 2、第 356 条関係)
- 3 寄付金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に、日本司法支援センターを加えること等とする。(第 217 条関係)
- 4 会社法の制定に伴い、次のとおり整備を行うこととする。

- (1) 二以上の種類株式を発行する法人により自己の株式の取得等が行われた場合における配当等とみなす金額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額は、その株式の種類資本金額とする。(第 61 条関係)
- (2) 特定の決議等に基づき発行された新株予約権（その新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件又は金額であるもの等に限る。）の権利行使時の収入金額とされる価額の計算方法を定める。(第 84 条関係)

(注) 上記の改正は、会社法の施行の日（以下「会社法施行日」という。）以後に特定の決議等に基づき発行された新株予約権を与えられる場合について適用する。(附則第 8 条関係)

- (3) 発行法人に対し新たな払込み又は給付を要しないで取得した当該発行法人の株式又は新株予約権のうち、当該発行法人の株主等として与えられる場合（他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。）の当該株式又は新株予約権の取得価額は、零とする。(第 109 条関係)

(注) 上記の改正は、会社法施行日以後に取得をする株式又は新株予約権について適用する。(附則第 9 条関係)

- (4) 株式無償割当て（その有する株式と同一種類の株式の取得に限る。）により取得した株式等の取得価額の計算方法を定める。(第 111 条、第 115 条、第 116 条関係)

(注) 上記の改正は、会社法施行日以後に生じた株式無償割当てにより株式を取得する場合等について適用する。(附則第9条関係)

- (5) 法人の株主等が一定の事由により金銭その他の資産（以下「交付金銭等」という。）の交付を受ける場合の受領者の告知の対象となる交付金銭等として法人の新株予約権者がその合併又は組織変更により当該法人の新株予約権に代えて交付を受ける金銭を定める。(第346条関係)

(注) 上記の改正は、会社法施行日以後の合併又は組織変更により交付を受ける金銭について適用する。(附則第19条関係)

- (6) 新株予約権の行使に関する調書の提出の対象となる新株予約権として、引き受ける者に特に有利な条件又は金額により交付された新株予約権等を定める。(第354条関係)

(注) 上記の改正は、会社法施行日以後に特定の決議により発行等をした新株予約権について適用する。(附則第21条関係)

- (7) 株式無償割当てに関する調書の提出の対象となる著しく低い価額の対価による株式割当てを定める。(第354条の2関係)

(注) 上記の改正は、会社法施行日以後の決議による株式無償割当てについて適用する。(附則第21条関係)

- (8) その他所要の整備を行う。

- 5 株式交換等に係る譲渡所得等の特例の適用を受けて取得した株式等の取得価額の計算方法等について定めることとする。(第167条の7関係)

- 6 先物外国為替契約により外貨建資産若しくは負債の取得又は発生の基因となる外貨建取引に伴って支払い、又は受け取る外国通貨の円換算額を確定させた場合の当該外貨建資産又は負債の円換算方法を定めることとする。(第167条の6関係)

- 7 支払調書の提出の対象となる損害保険契約等に類する給付等の範囲に、少額短期保険業者と締結した損害保険契約の返戻金を加えることとする。(第184条、第351条関係)

- 8 勤労学生控除の対象となる専修学校等の設置者の範囲に、文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校等を設置する者を加えることとする。(第11条の3関係)

- 9 その他所要の規定の整備を行うこととする。

- 10 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成18年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)

(2) 法人税法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成18.3.28閣議決定〕

- 1 役員給与の損金不算入制度について、定期同額給与の範囲、利益連動給与の決定手続等の細目を定めることとする。(第69条関係)
- 2 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度について、特殊支配同族会社の範囲、損金不算入額の計算等の細目を定めることとする。(第72条、第72条の2、第155条の2関係)
- 3 特定同族会社の留保金課税制度について、被支配会社の範囲、留保控除額の計算等の細目を定めることとする。(第139条の7～第140条、第155条の23～第155条の25の3、第155条の43、第156条の3関係)
- 4 寄附金の損金算入に対する特例制度の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に日本司法支援センターを加えること等とする。(第77条関係)
- 5 会社法の制定に伴い、次のとおり整備を行うこととする。

- (1) 同族会社の判定について、会社の議決権の内容に応じその総数の百分の五十を超える数を有する場合等を加える。(第4条関係)
- (2) 自己の株式を取得した場合には資本金等の額を減少させることとするほか、資本金等の額及び利益積立金額の計算の細目を定める。(第8条～第9条の3関係)

(注) 平成18年4月1日において有する自己の株式について所要の経過措置を講ずる。(附則第4条関係)

- (3) 受取配当等の益金不算入制度における連結法人株式等は、その計算対象期間にわたって連結完全支配関係があった法人の株式等とする。(第19条、第155条の9関係)

(注) 上記の改正は、会社法の施行の日(以下「会社法施行日」という。)以後の日をその支払に係る基準日とする剰余金の配当について適用する。(附則第11条、第30条関係)

- (4) 二以上の種類の株式を発行する法人により自己株式取得等が行われた場合における配当等の額とみなす金額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額は、その種類の株式の種類資本金額とする。(第23条関係)

(注) 上記の改正は、平成18年4月1日に行われる自己株式取得等について適用

するほか、同日の前日に二以上の種類の株式を発行していた法人の種類資本金額について所要の経過措置を講ずる。(附則第12条、第4条関係)

(5) 資産の評価益の益金不算入制度について、資産の評価益の計上ができる評価換えから組織変更に伴って行う評価換えを除外する。(第24条関係)

(6) 国庫補助金等で取得した固定資産等についての圧縮記帳に代わる経理方法は、決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法とする。
(第80条、第83条、第86条関係)

(注) 上記の改正は、会社法施行日以後に終了する事業年度について適用する。
(附則第18条関係)

(7) 有価証券の取得価額について、次の改正を行うこととする。(第119条関係)

① 株式分割、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てにより取得をした株式又は新株予約権(一定のものに限る。)の取得価額は、零とする。

② 取得請求権付株式等の請求権の行使等により取得をした法人の株式(一定のものに限る。)の取得価額は、その取得請求権付株式等の請求権の行使等の直前の帳簿価額とする。

(注) 上記の改正は、会社法施行日以後に取得をする有価証券について適用する。
(附則第23条関係)

(8) 配当等に対する所得税額の控除について、配当等の計算の基礎となる期間を前回配当等の支払に係る基準日の翌日から今回配当等の支払に係る基準日までの期間とする。(第140条の2、第155条の26関係)

(注) 上記の改正は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする剰余金の配当について適用する。(附則第27条、第33条関係)

6 組織再編成に係る税制について、次のとおり定めることとする。

(1) 適格株式交換等における株式の保有関係、共同で事業を行うための要件等の細目を定める。(第4条の2関係)

(2) 株式交換等による有価証券の取得価額について、次のとおり定める。(第119条関係)

① 株式交換完全子法人等の株主が株式交換等により交付を受けた株式交換完全親法人等の株式等の取得価額は、当該株式交換完全子法人等の株式の当該株式交換等の直前の帳簿価額とする。

② 株式交換完全親法人等が適格株式交換等により取得した株式交換完全子法人

等の株式の取得価額は、当該株式交換完全子法人等の株主が50人未満の場合には当該株主の当該適格株式交換等の直前の当該株式の帳簿価額の合計額とし、当該株主が50人以上の場合には当該株式交換完全子法人等の当該適格株式交換等の直前の簿価純資産価額に対応する金額とする。

(注) 上記の改正は、平成18年10月1日以後に取得する有価証券について適用する。(附則第23条関係)

- (3) 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等制度について、対象となる分割、現物出資又は事業の譲受けの範囲、退職給与負債調整勘定の金額の算定等の細目を定める。(第123条の10関係)
 - (4) 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価制度について、時価評価の対象から除かれる資産等の細目を定める。(第123条の11、第126条の2関係)
- 7 公益法人等の収益事業の範囲について、次の改正を行うこととする。(第5条関係)
- (1) 収益事業から除外されている独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う不動産販売業の範囲に、創業者等の事業の用に供する工場用地等の管理及び譲渡の業務を加える。
 - (2) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行う試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布業務を製造業から除外する等の措置を講ずる。
- 8 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用及び資産の譲渡等損失額の損金不算入制度について、特定支配関係の範囲、制度の適用を判定する期限を繰り上げる事由等の細目を定めることとする。(第113条の2、第118条の3、第155条の21の2関係)
- 9 新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等について、給与等課税事由を生ずべき所得の種類等の細目を定めることとする。(第111条の2関係)
- 10 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 11 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成18年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)

(3) 相続税法施行令の一部を改正する政令要綱

[平成18.3.28 閣議決定]

- 1 物納の許可をされた者に係る更正の請求の特則の対象となる事由は、物納に充てた土地の土壌が汚染されていること又は当該土地の地下に廃棄物等があることが判明したこととする。(第8条関係)
- 2 延納の許可限度額は、納税義務者が有する現金等からその者の生活に通常必要とされる金額等を控除した残額を納付すべき相続税額から控除した残額とする。(第12条関係)
- 3 担保提供関係書類提出期限延長届出書等は、延納の許可の申請書に添付して提出すること等とする。(第15条関係)
- 4 物納の許可限度額は、延納の許可限度額から納税義務者の将来において見込まれる収入及び支出を基に算出した延納による納付可能額を控除した残額とする。(第17条関係)
- 5 管理処分不適格財産は、担保権が設定されている不動産等、譲渡の制限がある株式等その他これらに準ずるものとして税務署長が認めるものとする。(第18条関係)
- 6 物納劣後財産は、地上権等の設定されている土地、法令の規定に違反して建築された建物及びその敷地等とする。(第19条関係)
- 7 物納手続関係書類提出期限延長届出書等は、物納の許可の申請書に添付して提出すること等とする。(第19条の2関係)
- 8 物納の許可の取消しを受けた者は、当該取消しに係る財産につき国が支出した有益費がある場合には、その費用の額に相当する金銭を納付しなければならないこととする。(第19条の8関係)

- 9 物納に係る利子税を免除される期間から除かれる期間は、物納手続関係書類等の訂正等を求める旨の通知に係る書面を発した日の翌日から当該物納関係書類等の訂正等の期限までの期間等とする。（第29条関係）
- 10 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 11 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成18年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）

(4) 地価税法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成18.3.28 閣議決定〕

- 1 建物を役員の居住の用に供した場合に居住用土地等の非課税措置の対象から除かれることとなる建物所有法人と特殊の関係のある普通法人の判定について、当該建物所有法人の議決権の内容に応じその総数の百分の五十を超える数を有する場合等を加えることとする。（第10条関係）
- 2 同族会社等の行為又は計算の否認の対象となる同族会社等の株主等と特殊の関係のある法人の判定について、当該法人の議決権の内容に応じその総数の百分の五十を超える数を有する場合等を加えることとする。（第22条関係）
- 3 その他所要の規定の整備を図ることとする。
- 4 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成18年4月1日から施行する。
（附則第1条関係）

(5) 登録免許税法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成18. 3. 28 閣議決定〕

- 1 酒類の製造免許で課税しないものの範囲から、酒類の製造免許を受けている一定の製造場において当該製造免許に係る酒類の種類以外の酒類を製造するために受ける当該酒類の製造免許を除外することとする。（第13条関係）
- 2 次に掲げる認可等について、課税するものの範囲を定めることとする。（第14条、第15条、第17条関係）
 - (1) 水道事業等の認可又は変更の認可
 - (2) 医薬品等の製造販売業等に係る許可等
 - (3) 容器検査所の登録
- 3 次に掲げる許可について、課税しないものの範囲を定めることとする。（第20条、第21条関係）
 - (1) 自家用自動車の有償貸渡しの許可
 - (2) 船舶の製造事業等に係る設備の拡張の許可
- 4 浄化槽の型式の認定で税率が軽減されるものの範囲を定めることとする。（第25条関係）
- 5 納付の特例の適用の対象となる免許等を追加することとする。（第30条関係）
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 7 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成18年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）

(6) 消費税法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成 18. 3. 28 閣議決定〕

- 1 会社法の制定に伴い、有価証券に類するものの範囲等及び貸倒れの範囲等について所要の整備を行うこととする。(第 9 条、第 59 条関係)
- 2 介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、消費税が非課税とされる居宅サービスの範囲等及び社会福祉事業として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲について所要の整備を行うこととする。(第 14 条の 2、第 14 条の 3 関係)
- 3 分割等があった場合の納税義務の免除の特例について、特定要件の判定の対象となる新設分割親法人と特殊な関係にある者の範囲の見直し等を行うこととする。(第 24 条関係)
- 4 災害等があった場合の簡易課税制度の届出に関する特例において、税務署長の承認を受けて当該制度の適用を受けることをやめることのできる課税期間の細目を定めること等とする。(第 57 条の 3、第 76 条関係)
- 5 消費税法別表第三に掲げる法人の資産の譲渡等の時期の特例に係る申請の添付書類について所要の整備を行うこととする。(第 74 条関係)
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととする。

7 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成 18 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則第 1 条関係)

(7) 酒税法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成18.3.28 閣議決定〕

- 1 清酒の原料から麦、あわ等を除外するほか、果実酒から除かれるものを定める等酒類の原料等について見直しを行うこととする。（第2条～第8条の2関係）
- 2 酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない場合を定めることとする。（第12条の2関係）
- 3 ホップ等を原料としたその他の発泡性酒類の範囲を定めることとする。（第20条関係）
- 4 製造場以外の場所で酒類と水との混和をしたときでみなし製造の規定を適用しない場合等を定めることとする。（第50条関係）
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 6 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成18年5月1日から施行することとする。（附則第1条関係）

(8) 印紙税法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成 18. 3. 28 閣議決定〕

- 1 会社法の制定に伴い、株券等の課税標準の計算の際の金額及び金銭又は有価証券の受取書における売上代金に該当しない対価の範囲等について所要の整備を行うこととする。(第 24 条、第 28 条関係)
- 2 この政令は、会社法の施行の日から施行することとする。(附則第 1 条関係)

(9) 国税通則法施行令の一部を改正する政令要綱

[平成18.3.28 閣議決定]

- 1 更正の請求をすることができる場合のやむを得ない理由を追加することとする。(第6条関係)
- 2 無申告加算税に係る期限内申告書を提出する意思があったと認められる場合等を定めることとする。(第27条の2関係)
- 3 無申告加算税に代えて課される重加算税について、その額の計算方法を定めることとする。(第27条の3関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成18年4月1日から施行することとする。

(10) 国税徴収法施行令の一部を改正する政令要綱

[平成18.3.28 閣議決定]

- 1 税関長が国税を徴収する場合の読替規定を整備することとする。(第69条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成18年4月1日から施行することとする。

- (II) 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律
施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成18.3.28 閣議決定〕

- 1 条約相手国との間で課税上の取扱いの異なる外国法人が免税対象の役務提供対価に係る所得税の還付を受けようとする場合の請求手続を定めることとする。
(第2条関係)
- 2 申告不要第三国団体配当等の支払を受ける非居住者が提出する申告書の記載事項等を定めることとする。(第2条の2関係)
- 3 申告不要特定配当等の支払を受ける居住者が提出する申告書の記載事項等を定めることとする。(第2条の3関係)
- 4 条約適用利子等及び条約適用配当等の支払を受ける居住者が提出する申告書の記載事項等を定めることとする。(第2条の4、第2条の5関係)
- 5 権限ある当局による特典条項に係る認定について定める租税条約の規定に日英租税条約の規定を加えることとする。(第5条関係)
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 7 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成18年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)

(12) 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令要綱

[平成 18. 3. 28 閣議決定]

1 研究開発税制

- (1) 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制の税額控除割合に 100 分の 5 を加える特例について、組織再編成があった場合における比較試験研究費の額の計算の細目等を定めることとする。(第 5 条の 3、第 27 条の 4、第 39 条の 39 関係)
- (2) 特別試験研究費の額の範囲に、独立行政法人医薬基盤研究所法の助成金の交付対象となった期間に行われる希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療機器に関する試験研究に係る試験研究費の額を追加することとする。(第 5 条の 3、第 27 条の 4、第 39 条の 39 関係)

2 情報基盤強化税制の創設

情報基盤強化税制について、適用対象となる情報基盤強化設備等の取得価額の合計額の最低限度及びリース費用の総額の合計額の最低限度、リース税額控除限度額の計算の細目等を定めることとする。(第 5 条の 8、第 27 条の 11、第 39 条の 45 関係)

3 中小企業関係

- (1) 中小企業投資促進税制について、適用対象となるソフトウェアの範囲、取得価額の最低限度及びリース費用の総額の最低限度等を定めることとする。(第 5 条の 5、第 27 条の 6、第 39 条の 41 関係)
- (2) 交際費等の損金不算入制度について、損金不算入となる交際費等の範囲から除外する飲食費等の額の細目を定めることとする。(第 37 条の 5、第 39 条の 94 関係)
- (3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例等について、重複して適用を受けることを排除する規定の範囲を定めることとする。(第 18 条の 5、第 39 条の 28、第 39 条の 124 関係)

4 土地・住宅税制

- (1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等について、適用対象となる中心市街地の活性化に関する法律に規定する中心市街地整備推進機構に対する土地等の譲渡の範囲から除かれるものを定めることとする。(第 20 条の 2、第 38 条の 4 関係)
- (2) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除について、適用対象となる土地等の買取りを行う中心市街地の活性化に関する法律に規定する中心市街地整備推進機構を一定の公益法人であるものに限定すること等とする。(第 22 条の 8、第 39 条の 5 関係)
- (3) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の適用対象となる誘致区域の外から内への買換えの範囲に、中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地の区域内への買換えを追加することとする。(第 25 条、第 39 条の 7 関係)
- (4) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例等について、適用対象となる特定民間再開発事業の施行区域の範囲に、中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地の区域を加えるとともに、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に規定する特定中心市街地の区域のうち都市再開発法第 2 条の 3 第 2 項に規定する地区として定められた地区を除くこととする。(第 25 条の 4、第 39 条の 7、第 39 条の 106 関係)
- (5) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例等について、適用対象となる区域の範囲に、中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地の区域を加えることとする。
(第 25 条の 7 の 2、第 39 条の 9 の 2 関係)
- (6) 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合に譲渡所得の課税の特例等について、適用対象となる所有隣接土地等と特定普通財産との交換をした場合において、当該特定普通財産とともに交換差金を取得した場合に課税の特例の対象から除かれる部分及び交換により取得した資産の取得価額の計算方法等を定めることとする。(第 25 条の 7 の 4、第 39 条の 10、第 39 条の 109 の 3 関係)
- (7) 優良賃貸住宅等の割増償却制度について、適用対象となる中心市街地優良賃貸住宅の範囲等を定めることとする。(第 7 条、第 29 条の 4、第 39 条の 63 関係)

係)

- (8) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度について、適用対象となる地域として以下の計画の区域を定めるほか、この特例の適用に関し必要な事項を定めることとする。(第 26 条の 28 の 2 関係)

- ① 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する都道府県耐震改修促進計画(住宅耐震改修のための一定の事業を定めたものに限る。)
- ② 住宅耐震改修促進計画(地方公共団体の作成した地域における地震に対する安全を確保するための事業を定めた一定の計画をいい、住宅耐震改修のための一定の事業を定めたものに限る。)

5 国際課税

- (1) 国外関連者との取引に係る課税の特例について、その算定に必要な帳簿書類の提出がない場合における独立企業間価格の算定方法に、次のものを追加することとする。(第 39 条の 12、第 39 条の 35 の 5、第 39 条の 112 関係)
 - ① 内国法人及び国外関連者の属する企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類による所得を基礎として算定する方法
 - ② 内国法人と同種又は類似の事業を営む法人の当該事業に係る営業利益の額を基礎として算定する方法
- (2) 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例について、損金の額に算入しない負債の利子等の額の計算方法、資金供与者等の範囲、負債及び負債の利子等の範囲、特定債券現先取引等の範囲等を定めることとする。(第 39 条の 13、第 39 条の 35 の 6、第 39 条の 113 関係)
- (3) 内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例について、損金の額に算入する課税済留保金額の計算方法等を定めることとする。(第 25 条の 23、第 25 条の 28、第 39 条の 19、第 39 条の 20 の 6、第 39 条の 35 の 12、第 39 条の 35 の 18、第 39 条の 119、第 39 条の 120 の 6 関係)

6 社会経済情勢の変化への対応

- (1) 証券業者等が、特定口座年間取引報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に当たって得ることとされている当該特定口座を開設する居住者等の承諾についての細目等を定めることとする。(第 25 条の 10 の 10 関係)

- (2) 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税制度について、日本司法支援センターに対する財産の贈与等である場合には、国税庁長官の承認要件のうち一定の要件を不要とすることとする。(第 25 条の 17 関係)
- (3) 相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度について、適用対象となる法人の範囲に日本司法支援センターを追加すること等とする。(第 40 条の 3 関係)
- (4) 会社法の制定に伴い、次のとおり整備を行うこととする。
- ① 配当所得に係る申告不要の特例について、配当計算期間の算定の方法の細目等を定める。(第 4 条の 3 関係)
 - ② 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、株式等の譲渡所得等に係る収入金額とみなされる事由に、新株予約権者が法人の合併又は組織変更により当該法人の新株予約権に代えて金銭その他の資産の交付を受ける場合を加える。(第 25 条の 8 関係)
 - ③ 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、取得請求権付株式等につき、その請求権の行使等により取得する一定の上場株式等を加える。(第 25 条の 10 の 2 関係)
 - ④ その他所要の整備を行う。
- (5) 公害防止用設備の特別償却制度について、次の改正を行うこととする。(第 5 条の 10、第 28 条、第 39 条の 46 関係)
- ① 適用対象となる設備の範囲から、家畜排せつ物処理・保管用施設及び特定フロン等破壊等設備を除外する。
 - ② 適用対象となる更新設備の範囲に、石綿等が含まれている廃棄物の適正な処理に資する設備を追加する。
- (6) 公共交通機関に係る障害者対応設備等の特別償却制度について、適用対象となる航空機の範囲を定めることとする。(第 29 条の 2、第 39 条の 60 関係)
- (7) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、障害者の範囲に一定の精神障害者を加えるとともに、障害者雇用割合の計算の基礎となる雇用障害者数の計算方法を定めることとする。(第 6 条の 8、第 29 条の 2、第 39 条の 60 関係)
- (8) 認定 N P O 法人制度の認定要件等について、次の改正を行うこととする。(第

39 条の 23 関係)

- ① いわゆるパブリック・サポート・テストについて次の改正を行った上、5 分の 1 以上とする特例の適用期限を 2 年延長する。
 - イ 社員からの会費について、一定の要件を満たす法人の一定の会費収入を分子に算入する。
 - ロ 国、地方公共団体又は我が国が加盟している国際機関からの補助金について、受入寄附金の額を限度として分子に算入することができる。この場合においては、補助金の全額を分母に算入する。
- ② 社員の数が 100 人以上の法人である場合には、社員のうちに親族等の占める割合が 3 分の 1 以下とする要件は、適用しない。
- ③ 小規模法人の平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間の申請については、パブリック・サポート・テストに代えて、簡易な計算式で判定を行うことができる措置を講ずる。

7 減価償却の特例等

- (1) 再商品化設備等の特別償却制度について、生物資源を利用した製品を製造するための機械及び装置の範囲等を定めることとする。(第 6 条の 3、第 28 条の 10 関係)
- (2) 奄美群島における工業用機械等の特別償却制度の適用期限を 1 年延長することとする。(第 6 条の 5、第 28 条の 11 関係)
- (3) 海外投資等損失準備金制度について、資源開発事業法人等が行う資源開発事業等の対象資源の範囲から蛍石を除外することとする。(第 32 条の 2 関係)
- (4) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、非適格株式交換等を行った場合に益金算入することとなる特別勘定の最低金額を定めることとする。(第 39 条、第 39 条の 7、第 39 条の 9、第 39 条の 9 の 2、第 39 条の 99、第 39 条の 106、第 39 条の 108、第 39 条の 109 関係)
- (5) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の改正を行うこととする。(第 25 条、第 39 条の 7、第 39 条の 106 関係)
 - ① 誘致区域の外から内への買換えについて、次の改正を行う。
 - イ 適用対象から、工場立地法に係る措置、都市計画区域内の造成団地に係る措置、旧環境事業団法に係る措置、独立行政法人空港周辺整備機構が空港周

辺整備計画に従って整備した土地の区域に係る措置及び土地改良事業のうち埋立地又は干拓地以外の農用地の造成に係る措置を除外する。

ロ 臨港地区又は港湾区域内の公有水面の埋立地の区域に係る措置について、買換資産を流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する認定総合効率化計画に係る流通業務総合効率化事業に係るものに限定する。

② 譲渡資産が土地等である場合の面積要件について、市街化区域又は既成市街地等の内から外への買換えのうち畜産農業用の特例を廃止する。

③ 船舶から船舶への買換えのうち漁船から漁船への買換え以外のものについて、適用対象となる船舶の範囲を定める。

8 その他

(1) 特定口座内に特定口座内保管上場株式等を有しないこととなった居住者等が、その有しないこととなった日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に当該特定口座において取引を行わない場合において、特定口座取引継続届出書を当該特定口座を開設する証券業者等の営業所の長に提出したときは、特定口座廃止届出書の提出があったものとみなす措置は適用しないこととし、その翌年1月1日において当該特定口座内に特定口座内保管上場株式等を有しなくなったものとみなすこととする。(第25条の10の7関係)

(2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

9 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成18年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)

- (13) 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律施行令を廃止する政令要綱

〔平成18.3.28 閣議決定〕

- 1 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律施行令は、廃止することとする。
- 2 この政令は、平成19年1月1日から施行することとする。

3. 附帯決議

(1) 所得税法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

[平成18.3.2 衆議院財務金融委員会]

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 少子高齢化が進展する中、財政の持続可能性に対する懸念に対して、中長期的な財政構造健全化の必要性が一層増大し、歳出・歳入の一体改革の緊要性が高まっていることにかんがみ、今後の経済・社会の動向にも留意しつつ、歳出削減に一層努めるとともに、歳入の根幹をなす税制に対する国民の理解と信頼、制度・執行両面にわたる税負担の公平性を確保する等の観点から、消費税を含む税体系全体について抜本的見直しを行い、公正で活力のある社会にふさわしい税制の構築に努めること。
- 一 租税特別措置については、政策目的、政策効果、利用状況等を勘案しつつ、今後とも一層の整理・合理化を推進すること。
- 一 納税者数・滞納状況等に見られる納税環境の変動、経済取引の国際化・高度情報化による調査・徴収事務等の業務の一層の複雑・困難化による事務量の増大、納税者の納税意識の更なる向上の必要性にかんがみ、複雑・困難であり、かつ、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、税負担の公平を確保する税務執行の重要性を踏まえ、徴税をはじめ真に必要な部門には適切に定員を配置するという政府の方針及び職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯に配意し、今後とも処遇の改善、定員の確保、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を行うこと。
- 一 高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の広域化・複雑化及び電子化等の拡大が進む状況下で、従来にも増した税務執行体制の整備と、事務の機械化の充実に特段の努力を行うこと。

(2) 所得税法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

[平成18.3.27 参議院財政金融委員会]

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 少子・高齢化やグローバル化が進展する中、中長期的な財政構造健全化と経済社会の活性化の必要性が一層拡大していることにかんがみ、今後の経済・社会の動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、所得・消費・資産など税体系全般にわたる課税の在り方についての抜本的見直しを行い、社会経済構造の変化に対応しつつ持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。
- 一 社会的に重要性を増している非営利活動を更に促進するという趣旨等にかんがみ、特定非営利活動法人に対する寄附金税制の在り方については、その実態等を十分踏まえ、引き続き検討すること。
- 一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
- 一 公示制度の廃止に伴い、今後の税制改革に資するため、税務に関する統計情報の在り方について検討すること。
- 一 急速に進展する高度情報化社会において、経済取引の国際化・複雑化及び電子化等の拡大に見られる納税環境の変化、調査・徴収事務等の業務の一層の複雑・困難化による事務量の増大、納税者の納税意識の維持・向上の必要性にかんがみ、更には、徴税等真に必要な部門には適切に定員を配置するという政府の方針に配意し、今後とも国税職員の処遇の改善、機構・定員の充実・確保を行うとともに、職場環境の整備及び事務に関する機械化の充実に特段の努力を払うこと。